

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成30年4月5日（平成30年（行情）諮問第178号）

答申日：平成30年11月5日（平成30年度（行情）答申第305号）

事件名：平成29年度第1回「低周波音問題対応の手引書」等の改定に係る検討会資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度第1回「低周波音問題対応の手引書」等の改定に係る検討会資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月1日付け環水大大発第1711012号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、行政文書開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「2 不開示とした部分とその理由」の別紙の「No. 3」に掲げる不開示部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

（1）本件通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に、以下の記載があった。

苦情者の職業等特性、苦情者宅の地図について、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため 法5条1号

（2）しかし、苦情者の職業等特性だけで特定の個人を識別することができる情報とはいえ、法5条1号に該当するものとはいえない。

苦情者宅の地図については、同様のものが「対策事例集」としてすでに処分庁より公表されており、今後も公にすることが予定されている情報であり、法5条1号に該当するものではないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年9月8日付けで「平成29年度騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討業務第1回検討会に関する一切の文書等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月11日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年11月1日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成30年1月5日付けで諮問庁に対して、原処分について、「苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図に係る不開示部分を取り消すとの決定を求める」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月9日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

- ① 調査検討請負先法人の担当者の氏名及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当するため、不開示としたものである。
- ② 苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当するため、不開示としたものである。
- ③ 環境省担当者のメールアドレスは、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用された場合、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件の苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図に係る一部開示決定の取消しを求めているので、その主張について検討する。

(1) 本件対象文書について

処分庁では、低周波音問題に対応可能な知識・技術を有する人材の確保を目指し、低周波音苦情対応を円滑かつ的確に対処することを目的として、地方公共団体騒音対策担当者を対象に、「低周波音測定評価方法講習会」を実施している。講習会では、ワークショップの時間を設け、地方公共団体が受理した苦情事案を題材とし、受講生同士で問題点や解決のアプローチを討論している。本件開示請求の対象となった文書は、

地方公共団体から講習での取扱い限りの資料として取得した苦情事案の文書であり、市区町村名、苦情受付日、苦情の申出内容、発生源の概況、現地調査結果、事案の特色、苦情処理経過、発生源と苦情者の位置、周辺の建物・道路等の地図等の情報が記載されている文書である。なお、取得した文書については、受講生全員に配布することはせず、討論のグループ内のみでの配布とし、討論終了後には回収しているものである。

(2) 法5条1号該当性について

既に処分庁は、法6条に基づき、審査請求人に対し、市区町村名、苦情受付日、苦情の申出内容、発生源の概況、現地調査結果、苦情処理経過等の情報を、特定の個人を識別することができない範囲において、部分開示している。

その上で、審査請求人の主張する苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図の情報を公にすると、関係当事者などから、特定の個人を識別されるおそれがあるため、法5条1号に基づき、当該情報は不開示とした。

行政相談に関する過去の答申(※)においても、相談者の氏名、住所、電話番号以外の情報であって、それを公にすることで、それらも含めて不開示とすることが妥当と判断されている。なお、これらの答申によれば、開示すべき範囲については、それぞれの行政相談ごとに個別に判断されていると考えられる。

※ 平成28年度(行情)答申第698号「特定相談の記録票に関して特定労働局等において作成した文書の不開示決定に関する件」第5の3(1)、平成17年度(行情)答申第84号「行政相談委員の守秘義務遵守等に対する疑義に係る苦情処理票等の一部開示決定に関する件」第5の4及び5

(3) 法5条6号該当性について

公害紛争処理法49条に基づき、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適正な処理に努めることとされている。

上記(2)において、苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図の情報を開示することは、特定の個人を認識させるおそれがあることを説明したところであるが、処分庁がこれらの秘匿するのが適当な情報を明らかとすることは、今後苦情者による苦情相談の利用がちゅうちょされ、苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該不開示部分については、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。このことは、平成17年度(行情)答申第84号第5の4(2)及び平成15年(行ウ)第658号における考え方にも沿ったものである。

さらに、処分庁が、地方公共団体から得た特定の個人が識別されるおそれがある情報を公にすることは、苦情事案の詳細な情報の提供ができないという危惧を地方公共団体に抱かせ、その結果、処分庁で実施して

いる講習会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという観点からも、当該不開示部分については、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人の主張の妥当性

ア 苦情者の職業等特性について

審査請求人は、「苦情者の職業等特性だけで特定の個人を識別することができる情報とはいえず」と主張する。

しかしながら、上記(2)で説明したとおり、既に処分庁は市区町村名、苦情受付日、苦情の申出内容、発生源の概況、現地調査結果、苦情処理経過等の情報を部分開示しており、その上で苦情者の職業等特性や苦情者宅の地図を公にすることは、関係当事者などから、特定の個人を識別されるおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

したがって、審査請求人の「職業等特性だけで特定の個人を識別することができる情報とはいえず」とする主張は誤りである。

イ 苦情者宅の地図について

審査請求人は、「苦情者宅の地図については、同様のものが「対策事例集」としてすでに処分庁より公表されており、今後も公にすることが予定されている情報であり、法5条1号に該当するものではない。」と主張する。

「低周波音対応事例集」は、具体的な苦情対応の事例を示すことにより、地方公共団体がこれを参考とし、低周波音に関して適切な対策を講じることができるよう、行政の一助とすることを目的として、処分庁が作成し、処分庁のホームページに掲載しているものである。当該事例集の作成に際しては、処分庁は、市区町村名を伏す、申出内容や苦情処理経過の情報を必要に応じて簡略化するなどして、特定の個人が識別されない形で掲載をしている。なお、平成20年12月の公表から約9年が経過しており、近年低周波音の発生源や苦情の状況も変化してきていることから、事例の追加を検討している。

一方、本件開示文書は、地方公共団体が作成したものであり、当該事例集とはそもそも作成主体が異なる。また、上記(1)のとおり、地方公共団体向けの講習会限りで十分な討論を行うことを目的として提供されたものであるため、当該事例集に比べ、より詳細な情報が記載されている。このような、地方公共団体向けの講習会限りとして地方公共団体から提供を受けた本件開示文書と同様の文書について、公にしている事実はない。

したがって、当該事例集と本件開示文書は、作成主体や文書の性質が異なっており、審査請求人の本件開示文書の苦情者宅の地図につい

て、「今後も公にすることが予定されている情報である」という主張は誤りである。

また、仮に、苦情者宅の地図について、当該事例集と本件開示文書とで同様のものが掲載されていると情報公開・個人情報保護審査会において判断される場合であっても、前者は市町村名を伏すなどして文書全体として特定の個人が識別されないようにしているのに対し、後者は上記（２）で述べたとおり、当該地図を追加で公にすることにより文書全体として特定の個人が識別されるおそれが出てくるため、その観点からも、本件開示文書中の苦情者宅の地図は公にすべき情報ではない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年5月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成29年度騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討業務第1回検討会に関する一切の文書等」のうち指定したものの開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書及び「平成29年度第1回省エネ型温水器等による騒音等問題の実態等調査計画に係る検討会資料」のうち、請求されたものを特定した上で、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、本件通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の別紙の「No. 3」に掲げる不開示部分のうち、苦情者の職業等特性及び苦情者宅の地図（以下、順に「本件不開示部分1」及び「本件不開示部分2」といい、併せて「本件不開示部分」という。）については、法5条1号に該当しない旨主張しているところ、諮問庁は、不開示とした理由に同条6号柱書きを追加した上で、原処分を維持するのが相当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分1について

ア 当該部分は、本件対象文書に含まれる「平成29年度低周波音測定評価方法講習会 中級編 対応課題 低周波音に関する苦情受付事例」（以下「本件文書」という。）の「苦情者の職業等特性」欄に記載された苦情者の職業等の特性である。

イ 本件文書には、各地方公共団体で受け付けた苦情事案の概要、発生源の概況及び現地調査結果並びにこれらの内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等が具体的に記載されており、苦情者の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該苦情者を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

ア 当該部分は、苦情の申立てがあった低周波音の発生源と苦情者宅の位置等を示した図である。

イ 当該部分は、本件文書に添付された文書に記載された情報であるが、本件文書に記載されている内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の発生源と苦情者宅の位置等が具体的に記載されており、苦情者の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該苦情者を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ウ また、審査請求人は、審査請求書において、「苦情者宅の地図については、同様のものが「対策事例集」としてすでに処分庁より公表されており、今後も公にすることが予定されている情報であり、法5条1号に該当するものではない」旨主張するところ、当審査会において、諮問庁から、環境省ウェブサイトで公表している「低周波音対応事例集（平成20年12月 環境省水・大気環境局大気生活環境室）」及び「平成29年度低周波音測定評価方法講習会中級編ワークショップの進め方」の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の説明（上記第3の3（4）イ）のとおりであると認められることから、審査請求人の主張は当たらない。

エ したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子